

令和3年度 南千里サポートステーション 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 目的

社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、生計困難者に対し、地域において自立した生活が営んでもらえるように支援を実施する。低額な料金で簡易住居を提供、南千里サポートステーションの施設を利用してもらい、個別支援計画に基づいた、入居者の意思および人格を尊重した、入居者の立場に立ったサービスを適切かつ効果的に提供することで地域移行を支援する。

2. 日常生活支援住居施設の対象者

生活保護受給者、低所得であるために生計が困難である者、罹災などにより居住できる住居がない者など、住居を必要とする生計困難者。

3. 職員配置

施設長 1名、生活支援員（看護師免許有） 1名 計2名

4. 個別支援計画の作成

入居時の情報、入居後の生活状況2週間を目安に、個別支援計画を作成する。本人の意向を大切に、実施機関やその他の関係機関、配置の看護師等多職種間の意見に基づきアセスメントを実施し、課題の分析・把握を行い、個々の利用者により適切な支援を検討する。

(1) 日常生活に関する支援

生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、通院も含めた体調管理、服薬管理、バランスのとれた食事の摂取や身辺整理、洗濯等の家事、金銭管理等、日常生活の自立について助言や支援を実施する。

(2) 社会生活自立に関する支援

社会的能力の向上のため、あいさつの励行など、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援を実施する。利用者間や自治会活動等による地域住民との交流を通じ、地域生活に必要なコミュニケーション技術の向上について支援を実施する。

(3) 就労自立に関する支援

必要に応じ、ハローワーク同行など就労に向けた助言や支援を実施する。千里寮と連携し、寮内作業訓練等の機能を活用し支援を実施する。

5. 利用定員

15名

6. 救護施設千里寮との連携

千里寮や南千里サポートステーション内の居住支援事業や地域定着支援事業等と連携し、それぞれの持つ機能や支援についてのノウハウを活用し、同法人内であることの利点を生かした一体的な支援プログラム構築を目指す。毎月の職員会議や主任会議への出席、福祉見聞録の使用等により情報を共有し、個々のニーズに応じた適切な支援を実施する。

7. 本年度の重点事項

令和2年10月開所後、利用者は順調に増加しており、今年度は、定員を充足し安定した運営を目指す。支援についても、個々の利用者により適切な内容となるように充実を図る。要支援要介護者や精神科通院患者、刑余等の重点的要支援者の入居を積極的に進め、職員の配置加算を維持し、より専門的な支援を実施できる体制で実施する。

南千里サポートステーション内の他事業や千里寮、その他の社会資源との連携に努め、一時生活支援事業や一時入所、社会貢献など居室を柔軟に運用することで幅広い諸課題に対応し「誰一人取り残さない相談支援」の実践に取り組む。